

○恩納村環境保全条例施行規則

平成3年9月2日

規則第13号

改正 平成20年3月31日規則第2号

平成26年3月18日規則第2号

平成31年3月13日規則第8号

令和元年8月27日規則第18号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 土地利用の制限（第4条―第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、恩納村環境保全条例（平成3年恩納村条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（土地利用計画案の策定）

第2条 条例第3条に規定する村土地利用基本計画の策定に当たっては、住民の意見を反映させるものとする。

（土地利用用域案の縦覧）

第3条 村長は、土地利用用域を指定しようとするときは、その旨を公告し、当該土地利用用域の案を、公告の日から起算して15日間役場の掲示板に公示し、縦覧に供するものとする。

2 前項に規定する公告があったときは、住民及び利害関係者は、縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された土地利用用域の案について、村長に意見書を提出することができる。

第2章 土地利用の制限

（規制のための基準）

第4条 土地利用規制の基準は、法令及び条例等で定めるもののほか、次のとおりとし、村長の承認を得なければならない。

（1）農業用域

ア 農業用域は、農業及び林業以外の用途に使用してはならない。

イ 承認された開発の場合でも自然景観との調和に配慮しなければならない。

(2) 保安制限林用域

環境保全以外の用途に使用してはならない。

(3) 特定用域

ア 米軍及び自衛隊施設以外の用途に使用してはならない。

イ その他の用途で開発、建築する際には用域の変更をしなければならない。

(4) 漁業用域

ア 漁業用域は、水産業以外の用途に使用してはならない（漁業組合員自ら営業する場合を除く。）

イ 水産業に関する開発において、主要展望地からの展望に配慮し、かつ、自然景観との調和に配慮しなければならない。

(5) 集落用域

ア 容積率200%以下にすること。

イ 住宅、共同住宅、寄宿舍の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。

(6) 準集落用域

ア 容積率200%以下にすること。

イ 商業施設（売場面積500m²以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150m²以上）、営業用倉庫（150m²以上）については、村長の承認を必要とする。

ウ 住宅、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。

(7) 中層住居用域

ア 商業施設（売場面積500m²以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150m²以上）、営業用倉庫（150m²以上）については、村長の承認を必要とする。

イ 住宅、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗、ホテル・旅館業の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、近隣住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。

(8) リゾート用域

ア 開発区域内の傾斜地（地形勾配が20度を超える傾斜地をいう。）の面積が原則として開発区域内の80%を超えないこと。

イ 開発及び建築については、特に自然景観との調和及び主要展望地からの展望に配慮しなければならない。

ウ 汚水、排水等については、三次処理をし、BOD（生物化学的酸素消費量）、SS（浮遊物質）とも10PPM（100万分の1リットル）以下、PH（水素イオン濃度5～7）としなければならない。

エ 住宅、共同住宅、寄宿舍、事務所、店舗、ホテル・旅館業の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。

(9) 地域環境保全用域

ア いかなる開発、建築及び行為に関しても、村長の承認を得なければならない。

イ 土地改変率20%以内であること。

ウ 色彩及び形態が自然景観との調和を保つこと。

エ 開発区域内の80%以上の緑地（既存樹林地及び植生地又は新たに植樹若しくは植栽を行った土地をいう。）を保全すること。

（計画書の提出）

第5条 開発及び建築行為をしようとする者は、様式第1号により開発計画の概要（事業計画書）を提出しなければならない。

（開発申請書の様式）

第6条 条例第8条の用域変更申請書は、様式第2号のとおりとする。

第7条 条例第9条の開発、建築行為の承認を得るために必要な書類は、様式第3号から第7号までのとおりとする。

（協定書）

第8条 協定書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為を行う土地の利用目的及び処分に関する事項
- (2) 開発計画についての関係住民の合意事項
- (3) 公害及び災害防止措置に関する事項
- (4) 河川及び公益施設の使用に関する事項
- (5) 環境衛生（排水、し尿、廃棄物等）に関する事項
- (6) 上水道の給水施設に関する事項（開発負担金及び給水量）

(7) 施設内の道路使用及び施設内外の緑化に関する事項

(8) 消防法（昭和23年法律第186号）に関する事項

(9) 開発協定の不履行に関する事項

(10) その他村長が必要と認める事項

（村長の承認）

第9条 条例施行規則第4条の各用域において、村長の承認を得て建築物を建築する場合及び、建築物を指定した土地利用以外で利用する場合は、様式第9号を提出しなければならない。

（承認通知）

第10条 条例第11条第1項の承認をした場合は、様式第8号によって関係者に通知する。

（指導要綱）

第11条 条例及びこの規則以外に、恩納村地域開発指導要綱（昭和50年恩納村訓令第1号）に基づいて指導する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第8号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第 号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(1の1)

開発計画の概要(事業計画書)

1 事業目的

2 用地選定の理由

3 用地の現況

(1) 位置及び地勢

(2) 土地一覧表

字 名	小 字 名	地 番	面積(m ²)	地 目	所 有 者 名

(1の2)

(3) 地目別面積

地 目	面 積 (㎡)	割 合 (%)	説 明
計		100	

4 土地利用計画表

区 分	面 積 (㎡)	割 合 (%)	備 考
計		100	

*注意事項

(ア) (2)、(3)、4の合計面積は、一致すること。

(イ) 所定の用紙に記入できない場合は、別紙に記入してください。

(1の3)

工 事 概 要 書

整 備	切	土								
	盛	土								
	擁	壁	番記	号号	構	造	高	さ	法	長
工 事	がけ・のり面の保護	番記	号号	工	法	の	り	長	延	長
	そ	の	他							

(1の4)

排水工事	公共の用に供する排水施設	番記	号号	種	類	内寸	のり法	延	長	
	敷地内の排水施設									
	その他の									
給水施設工事	給水施設	番記	号号	種	類	寸	法	延長・数量		
公園等施設工事	植	樹								
	張	芝								
	遊具施設									
	その他の									

(1の5)

道	側溝	番記	号号	種	類	寸	法	数量・延長		
路	街渠									
路	盤工									
工	舗装									
工	上置									
事	橋梁その他の工作物	番記	号号	番	号	寸	法	数	量	
事	その他									

(1の6)

消 防 施 設 工 事	消 火 栓	番 記	号 号	種 類	寸 法	延長・数量
	貯 水 槽					
そ の 他 の 工 事						

(1の7)

5 附帯工事計画

(1) 道路計画

(2) 用水計画

日最大計画給水量 $\text{m}^3/\text{日}$ 上水道 $\text{m}^3/\text{日}$ 自己水源 $\text{m}^3/\text{日}$
給水開始予定年月日～ 年 月 日

導水の方法

(3) 排水計画(雨水、排水その他)

放流先及びその方法

(4) 防災計画(土砂流出防止対策その他)

方 法

(5) 自然保護計画(環境保全及び緑化その他)

方 法

(1の8)

(6) 汚水処理計画(し尿、雑排水、その他)

汚水総量 _____ m³/日

処理方法 _____

放流水質BOD ppm以下、SS ppm以下、PH 以下

放流量 _____ m³/日

放 流 先 _____

(7) ごみ処理計画

ごみ総量 _____ t

処理方法 _____

(8) その他

(1の9)

6 資金計画

(単位：千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	処 分 収 入 補 助、負 担 金 自 己 資 金 借 入 金 そ の 他 計		
支 出	用 地 費 工 事 費 附 帯 工 事 費 事 務 費 借 入 金 利 息 そ の 他 計		
借 入 金 の 借 入 先			

(1の10)

建 築 物 の 概 要									
施 設 名	建 築 面 積 (㎡)	延 べ 面 積 (㎡)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)	建 築 高 (m)	階 数 (階)	客 室 数 (室)	入 所 人 員 (人)	備 考 (その他、含まれ る施設等)
計									

様式第2号(第6条関係)

用 域 変 更 申 請 書

年 月 日

恩納村長 様

申請者住所
氏名又は名称 印
(電話)

恩納村環境保全条例第8条の規定により用域変更の許可を申請します。

1 変更区域の名称、地番	
2 変 更 区 域 の 面 積	
3 土 地 利 用 目 的	
4 変 更 の 理 由	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 許可に附した条件	
備考 (1) ※のある欄は記入しないこと。 (2) 変更理由については、別紙に詳細を記述し、また、必要に応じて、工事計画概要書等を添付してください。	

様式第3号(第7条関係)

開 発 行 為 承 認 申 請 書

年 月 日

恩納村長 様

申請者住所
氏名又は名称 印
(電話)

恩納村環境保全条例第9条に基づく開発行為の承認について、下記のとおり申請します。

1 開 発 区 域 の 名 称	
2 開 発 区 域 の 面 積	
3 予定建築物の用途及び面積	
4 工事施工者の住所、氏名	
5 工事着手予定年月日	
6 工事完了予定年月日	
7 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 許可に附した条件	
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号
備考 (1) ※のある欄は、記入しないこと。 (2) 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法(昭和27年法律第229号)その他法令による許可、認可などを要する場合には、その手続の状況を記入すること。	

様式第4号(第7条関係)

委 任 状

様

代理人 住 所
氏 名

(電話)

私は、上記の者を代理人と定め、恩納村環境保全条例に基づく承認申請に関する一切の権限を委任する。

年 月 日

住 所
氏 名

印

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

工事着手(完了・時期変更・中止・再開)届

恩納村長 様

届出者住所
氏名又は名称
(電話 印)

恩納村環境保全条例第9条に基づく工事の(着手・完了・着手時期変更・完了時期変更・中止・再開)について、下記のとおり届け出ます。

記

1	開発許可の年月日・番号	年 月 日 指令 第 号
2	開発区域に含まれる地名、地番及び面積	
3	工事の 着手・着手時期変更・完了 時期変更・中止・再開・完了	年 月 日 中止の場合は、中止期間を明記のこと。 ～ 年 月 日
4	着手時期及び完了時期を変更し、又は工事を中止再開する場合はその理由	
5 工事 施工 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
	連 絡 場 所	(電話)
6 現場 管理 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
	連 絡 場 所	(電話)

(注) 本文及び3欄の括弧内の該当するものを○で囲んでください。

様式第6号(第7条関係)

工 事 計 画 概 要 書

設計者

住 所

氏 名

印

1	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル		切土の面積	平方メートル	
				盛土の面積	平方メートル	
2	切土又は盛土の土量	切土	立方メートル	搬入土量	立方メートル	
		盛土	立方メートル	搬出土量	立方メートル	
3	擁 壁	番号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
4	河 川 水路等	番号	種 類	内のり寸法	延 長	
				メートル	メートル	
	下 水道	ミリメートル 管径	ミリメートル 管径	ミリメートル 管径	合計延長	
		メートル 延長	メートル 延長	メートル 延長		
		材料	材料	材料		
5	道 路	路面工法		道路面積合計	平方メートル	
6	公 園 広 場 緑 地	ア () 平方メートル	イ () 平方メートル	ウ () 平方メートル	エ () 平方メートル	
7	消防用水に供する貯水施設	ア貯水槽(箇所)		イ消火栓(箇所)		
		縦	メートル	管径	ミリメートル	常時貯水量 { 立 方 メートル
		横	メートル	1分間	立 方	
		深	メートル	給水量	メートル	1分間給水量 { 立 方 メートル
		容量	立方メートル	連続40分間縮水可・否		
8	がけ面の保護方法					
9	工事のための措置					
10	その他の措置					
11	工程の概要					

備考

- (1) 4の排水施設の「種類」は、側溝、水路、河川等の別に記載すること。
- (2) 6の()内は、公園、広場、緑地等の別を記載すること。

様式第7号(第7条関係)
(7の1)

開発行為に関する施行同意書

開発者 の計画に係る開発行為に関する工事の施行については、異議なく同意します。

1 土地関係

所在地(地番)	地目	地積	現状	権利の種別	同意 年月日	権利者の 住所氏名	印

2 工作物関係

所在地(地番)	地目	地積	構造	工作物の種別	同意 年月日	権利者の 住所氏名	印

備考

- (1) 1の現状は、登記簿上の記載項目にかかわらず、現在土地がどのように使用されているかについて記載すること。
- (2) 「権利の種別」は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等の権利の別を記載すること。
- (3) 「工作物の種別」は、建築物、貯水槽等を記載すること。
- (4) 「構造」は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別を記載すること。

(7の2)

意 見 書

開発行為に対して、事業主(住所)

(氏名) から事業の趣旨及び計画概要等の説明を受け検討した結果、下記の意見を付して提出します。

年 月 日

代 表 区長

氏 名 ㊟

恩納村長 様

記

意 見

様式第8号(第9条関係)
恩納村指令 号

開 発 行 為 承 認 通 知 書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付で申請のあった恩納村字 に伴う開発行為に
ついては、次の条件を付し承認する。

年 月 日

恩納村長 印

記

様式第9号（第11条関係）

建 築 行 為 等 承 認 申 請 書

年 月 日

恩納村長 様

申請者住所
氏名又は名称 印
(電話)

恩納村環境保全条例施行規則第11条に基づく建築物等の承認について、下記のとおり申請します。

1 区域の名称、地番	
2 建物の用途	
3 建物の利用目的	
4 その他必要な事項	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号 (第 9 条関係)